

2024年4月1日

各位

株式会社 北陸銀行

北海道銀行を代理店とした信託業務の取扱開始
～信託代理店委託契約を締結～

ほくほくフィナンシャルグループの北陸銀行（頭取 中澤 宏）および北海道銀行（頭取 兼間 祐二）は、本日付で信託代理店委託契約を締結し、2024年4月15日（月）より北海道銀行を信託代理店とした信託業務の取り扱いを開始いたします。

高齢化社会が進行する中、お客さまの資産承継ニーズは年々高まっており、北陸銀行では、2019年4月より銀行本体のサービスとして、信託業務を提供してまいりました。今回の北海道銀行を信託代理店とした取り扱いの開始により、北陸銀行がこれまで培ってきた信託業務の経験と北海道銀行の人財や店舗網を組み合わせることで、北海道銀行のお客さまにも、よりきめ細やかなサービスをご利用いただくことが可能になります。

また、今回の代理店開始に合わせて、グループ共通の信託商品としてリニューアルするため、商品名および一部商品の報酬体系を改定いたします。

今後もお客さまの資産管理・承継ニーズにお応えできるよう、グループ全役職員が一体となり、商品・サービスの充実に取り組んでまいります。

記

1. 信託代理店の概要

(1) 取扱商品および開始時期

商品名	商品概要	取扱開始日
遺言信託	遺言書作成の相談から、遺言書の保管、相続発生時に遺言執行者として相続手続きの実施まで行う業務	2024年4月15日（月）
遺産整理業務	相続発生後に相続人全員から委任を受け、相続人に代わって、相続手続きを代行する業務	
遺言代用信託	相続発生時にあらかじめ指定された相続人に対して、簡単な手続きで信託された金銭を交付する商品	2024年7月1日（月） （予定）
暦年贈与型信託	家族への生前贈与について、毎年の贈与契約書の作成や振込等の手続きなく、信託された金銭から、毎年、簡単・確実に行うことができる商品	

(2) 取組スキーム

いずれの商品においても、北陸銀行からの委託を受け、北海道銀行がお客さまのご相談やお手続き対応を全て担わせていただくため、お客さまとしては、日頃からお取引いただいている北海道銀行担当者を窓口としてサービスを受けていただくことが可能です。

なお、いずれの商品も契約者は北陸銀行であり、北海道銀行は代理店としての取り扱いになります。



2. 代理店開始に伴う商品改定

グループ共通の商品として商品名を変更させていただくとともに、遺言信託および遺産整理業務につきましては、今後のサービス維持・向上を図るため、報酬体系を改定させていただきます。なお、遺言信託および遺産整理業務を既にご契約いただいているお客さまにつきましては、改定前の報酬体系にて対応させていただきます。

(1) 商品名の改定

改定前	改定後	改定時期
北陸銀行の遺言信託 北陸銀行の遺産整理業務	ほくほく遺言信託 ほくほく遺産整理業務	2024年4月15日(月)
北陸銀行の遺言代用信託 北陸銀行の暦年贈与型信託	ほくほく遺言代用信託 ほくほく暦年贈与型信託	2024年7月1日(月) (予定)

(2) 遺言信託および遺産整理業務の報酬体系の改定

	改定項目	概要 ※金額は消費税込になります
遺言信託	優遇料率の対象財産の追加	優遇料率(他の財産よりも低い料率)を適用する対象に北海道銀行の預かり資産を追加します
	執行報酬・最低報酬額の改定	財産額 5,000 万円以下の執行報酬率および最低報酬額を改定します
	変更手数料の改定	変更手数料を 55,000 円から 165,000 円に改定します
	解約手数料の新設	解約手数料 165,000 円を新設します
遺産整理業務	優遇料率の対象財産の追加	優遇料率(他の財産よりも低い料率)を適用する対象に北海道銀行の預かり資産を追加します

※改定内容の詳細は、改定時期に商品パンフレットをホームページ上に掲載させていただきますので、そちらをご参照ください。

3. 該当する SDGs の目標



SDGs は Sustainable Development Goals の略称で、2015 年に国連で採択された 2030 年までに達成すべき 17 の目標と 169 の具体的なターゲットを定めた「持続可能な開発目標」です。ほくほくフィナンシャルグループは、2019 年 4 月に「SDGs 宣言」を表明しました。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

北陸銀行 リテール推進部 リテール企画グループ TEL(076)423-7111